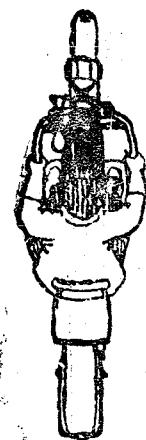


信
通

◎東京だより

田中生



肅宮、新綠地を襲うて翠色滴らんとし、時既に初夏に至るを想はしめ申候。

内閣の改造に伴ひ計畫されたる憲本聯立問題も、政友本黨の拒絶する所と相成一段落を告げ申候は、當然なる筋書きとは言ふものゝ、此當然事をも爲し能はざる我が政界に於ては、憲政進歩の爲に喜ばざるべからざると共に本黨近來の成功と可評候、兩黨首の希望する所は現在政界の安定を計るに在りとするも理不盡に安定を圖らむとするは其の實彌縫策に外ならず、之を露骨に言はゞ兩者は無散解を期する野心を遂げむとすることに一致し、其の結果は憲政會内

閣の壽命を延長し與黨の勢力を擴張し得るに反し、本黨は次の内閣組織者たる資格を失ひ、遂に黨内は分裂するに至るの苦境に陥るべきは見易きことに有之、此見易きの地位に在りながら兩者が主張する政策が略一致するに依りて政

界安定の爲に聯立すと言ふは思ひ着きの理由に外ならず、會前議會に於て特定政策に付所謂妥協互譲したることが、將來の政策に付ても亦夫れと同様に一致否な妥協するものは言ひ難く、兩者の政策に付ても金輸出禁止の續否を骨子とする國際金融對策と、地租改正方針等の重大政策に付所見を異にするを以て之を改めたる後にあらずむば政策一

致を言ひ得べき筋に無く、小黨分立の不得策を理由とするに在らば新政策を樹立して兩者が結合するに加くは無く、何れの方面よりするも聯立は夫れを必要とする公明なる理由を有せざる儀に有之、憲政會が現内閣の持續を希望するの餘り聯立を勧告して排せられたるは政黨生活の第一戦に敗れたるものと評すべく候。

併しながら下院に多數を占むる能はざる現内閣が、其の存續を期するが爲には黨外の勢力を借りるを要するを以て上院に於ける惑星的政治團體たる研究會に對し入閣を慇懃したるも、本黨の對内閣策の賢明なるに鑑みたるものか、亦之を拒絶するに至り憲政會は茲に八方塞りの感有之候得共、是等は何れも解散回忌と現内閣の維持に立脚して自ら求めたる禍に外ならず自業自得と可評候蓋し上院の團體が政黨に關係して政爭渦中に活躍することは上院設置の趣旨に反すること、吾人が一再ならず論じたる所にして、憲政會も亦其の理に賛し所謂特權内閣の非を攻め遂に之を自己の掌中に獲得したることに鑑み、貴族院の權限を縮小したる歴

史に顧るときは今更之と握手せむとする如きは吾人の斷じて許さざる所幸か不幸か本黨拒絕し研究會又之を排したるは邪道に陥らむとする憲政會を正道に復歸せしめたるものと可申候、今の少數必ずしも將來を計算するの資とは相成らざるを以て此機會を利用して、来るべき議會を解散するの覺悟の下に單獨内閣を編制し從來の主義政策の下に邁進せむことを希望して已まさる次第に御座候。

明年度豫算編制の時期差迫り候處、現内閣の財政方針は依然消極策なるが如く、或は又從來探りたる消極政策其の效を奏したるを以て積極策に轉換する如くにも傳へられ居候、政府が前期議會に於て改定したる財政計畫に依るときは十六年度一般會計歳出十六億二千萬圓の巨額に達し、之が財源として充當すべき普通歲入を以てしては約一億九千萬圓の不足を生ずるを以て公債と前年度剩餘金繰入に依りて收支の均衡を維持せむとする日論見なるも、前期議會に於て公約したる義務教育費國庫負擔の追加増額、補助艦艇補充費及北海道第二期拓殖費等は當然支出を要するの外十

四年度以降緊縮方針の下に無理に斧鉄を加へられたる各省豫算にして急施を要するものも尠ながらざるを以て一層杉大なる豫算と可相成は見易きことに有之候、之に對して瀬戸藏相の歳計緊縮方針を貫徹せしむるか否やは、與黨たる憲政會内部に於ても有力なる反対有之候のみならず、内閣を維持するが爲には各種の情勢を斟酌するの要あるを以て口に消極とは言ひながら其の結果は豫算増額を餘儀なくせしむること、存候、吾人の常に論ずるが如く公債政策を絶対に否認して無理に消極に走らむとする如きは慎むべきことに屬し、假令歳計に増加を來すとも理の存する所に従つて緩急宜しきを制するを必要とすべく、夫れが帝國藏相の任務に有之、漫然消極に走る如きは賛せざる所に御座候。

當地市會議員の改選日曉の間に迫り白熱戰を演じ居候、後藤子の計畫に依る理想選舉團の組織に依りて、東京市政は後藤系化するに非ずやと存候得共、幸にして市民の市政に對する感念は子の測定したる程のものに非ず、知識階級の指導と言ふ舊型に反抗し、いつの間にやら理想選舉團なるものゝ煙滅したるは近來の痛快事に有之候、唯だ之に動機して憲政會が多數の公認候補を發表し政友會も亦遅れながらにも多數を公認し、政憲の爭奪戦に移り居候、併しながら市政を政黨化することは吾人の探らざる所にして、後藤子の計畫を排斥したる市民は此點亦一段の注意を要すべく、帝都の市議戰は全國の範たらむことを望み候。

郡長廢止に伴ひ地方官々制を改正し特殊府縣には土木部を設置するやに報ぜられ候、從來郡長の管掌したる町村土木行政監督事務の大部が、地方廳に移管さるゝよりして當然のこととに屬し、加之土木行政其のものゝ良否が市町村住民永遠の福祉に關係し、一面之が爲には巨額の費用と經濟的技術の應用とを要するものなるを以て、一般監督に於けるが如く消極的手段に満足すべきに非ずして、積極的に指導するの必要有之、獨立部の設置も適切なる計畫と被存候得共、其の部に長たる者をして交迭頻繁ならしむるに於ては、現在の課制度と其の效果に於て異らざるに立至るべきに付、此邊考慮すべき重大事と存候 敬具